

1) 地域スポーツを取り巻く環境の変化

① 「スポーツ」と「クラブ」の語源

人や地域のつながり、そして絆の重要性を痛感する昨今、スポーツの持つ力や価値が再認識されている。そもそもスポーツは、英語の sport に由来する外来語で、広義には「楽しみや健康を求めて自発的に行われる運動」、狭義には「競争・競技として行われる運動」を指す。さらに、club には「みんなでお金や知恵を出し合う」という意味がある。つまり、地域スポーツクラブとは、自分が住む地域において、楽しみや健康を求めて自発的に行うスポーツを、地域の人々みんなでお金（会費・参加費）や知恵（アイデア）を出し合いながら活動をする組織といえる。

② 地域スポーツを取り巻く環境の変化

一方、少子・超高齢化社会の到来をはじめ、地域住民が多様な価値を持つなど変化の著しい社会の流れの中で、これまでは大きな問題として捉えられていなかった様々な地域の問題・課題が表面化し、地域コミュニティの再構築が叫ばれている。さらに、スポーツを取り巻く環境の変化も著しく、主な課題はスポーツ実施の二極化、そして、子どもをはじめとする国民の体力低下である。そのひとつの要因は、学校体育・企業スポーツ中心のスポーツ振興の限界である。つまり、専門的な指導や一貫した活動・指導体制の問題など、青少年のスポーツニーズに対しては、地域の新しい仕組みづくりが急務である。さらに健康志向の高まりなどのスポーツの多様化によって、身近な場所や施設で、気軽に体を動かしたい、何か新しい運動・スポーツを始め

たいという地域住民には、そのきっかけや受け皿がほとんどなかったというのが現状である。そこで、地域の中学校・小学校・高校、そして公民館等を活用し、家族や地域の世代間の交流はもちろん、ハンディキャップがある方など幅広い層の地域住民の公共性と公益性を高め、スポーツを通してふれあうことができる顔の見える地域やクラブをつくるのが急務である。

③ 地域スポーツ振興に関する法規・施策

我が国の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）については、スポーツ基本法（2011）およびスポーツ基本計画（2012、2017、2022）の中でも、地域において重要な役割を果たすことが期待されている。また、教育基本法や社会教育法、スポーツ振興投票法（toto）、地方自治法など、多くの関連法規・施策についても地域スポーツに関連するものがある。さらに、2000年に厚生省（現・厚生労働省）がスタートした「健康日本21」（2013年度からは第二次）の「身体活動・運動」分野においても、総合型クラブなどによる地域の活動に期待が寄せられている。公助（行政などの公的支援）から自助（自分・家族）・共助（地域）の時代といわれているが、互いに連携・協力をしながら、「住民の」「住民による」「住民のための」総合型クラブづくりがますます重要となる。

[参考]

・文部科学省「スポーツ基本計画」令和4年3月25日、2022

地域スポーツを取り巻く環境の変化

